

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、町内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

災害応急対策は、原則として以下に定める災害対策本部が設置されている状況下における活動だが、それ以外の状況下であっても、以下の内容を準用するものとする。この場合、文中の「部長」及び「班長」等の名称は、本部組織においてその職に至ることとなる行政組織の職名を読み替えるものとする。

第1 災害対策本部の設置【総務課・生活福祉課】

1 設置基準

町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の基準により、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき古殿町災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに配備体制をとる。

- (1) 大規模な災害発生のおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模範囲等によって特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法による救助の適用を受ける災害が発生したとき。
- (4) 古殿町またはその周辺で震度5（強、弱）の地震を観測し、町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。
- (5) 古殿町またはその周辺で震度6（強、弱）以上の地震を観測したときは、本部を自動的に設置する。

2 解散基準

災害対策本部長が総合的に情勢を判断して、災害応急対策が必要でないと判断した場合、又は予想された災害の危険が解消されたと認めた場合は、災害対策本部を解散する。

また、災害救助法の基準により設置した場合は、規定に基づく救助が完了した場合に解散する。

3 災害対策本部の設置及び解散の伝達

災害対策本部の設置及び解散の伝達は、口頭、電話、放送又は広報車で、

各部長、福島県並びに必要な応じて第1章第3節の防災関係機関及び住民に伝達する。

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として町役場総務課に設置する。

役場及び周辺地域の被災によりその機能が維持できない場合は、代替場所を町公民館とし、それも難しい場合は、本部長の判断により変更することができる。

5 町長不在時の決定者

大規模災害発生時に町長が不在等で、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は、副町長が決定し、それも困難な場合には、教育長を第2順位、生活福祉課長を第3順位とする。

また、自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断について、町長不在等の非常時にも前記述同様に対応する。

6 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

古殿町災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「災害対策基本法第23条第5項」「古殿町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 勤務時間における配備

各部長は、災害対策本部が設置されたときは、あらかじめ定めている職員を各班毎に配備し、災害活動を実施する。

(2) 勤務時間外における配備

各部長は、勤務時間外において災害が発生し、災害対策本部設置の連絡を受けたときは職員へ連絡し、あらかじめ定めてある職員を各班毎に配備につけ、災害活動を実施する。

また、各部長は、職員の参集状況に応じ本編成に至るまでの間、応急対策班を編成し、災害活動を、命じることができる。

(3) 配備状況の報告

各部長は、職員の配備が完了したときは、速やかに総務部長を通じ、本部長へ報告する。

(4) その他

この規定の外、その都度本部長が定めることができる。

(備考)

部長は、部の分掌を処理するため、あらかじめ担当の職員を定め、体制を整備しておく。

また、事務分掌にあたるもののほか、必要な応じて他部の行う事項についての応援を分掌する。

(古殿町災害対策本部条例・組織：資料 1-7-1)

第2節 職員の動員配備

災害応急対策活動に必要な人員を確保するため、次により町職員及び消防団員等の動員を行う。

第1 配備基準【全課】

災害の発生が予想されるとき、または災害が発生した場合における防災活動を実施するため、町体制を事前配備、警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とし、その基準は概ね次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

指揮監督者は生活福祉課長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
事前配備	1 町域に気象注意報(大雨、洪水、強風注意等)が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、生活福祉課長が配備を決定したとき。 2 その他必要により、町長及び生活福祉課長が当該配備を決定した時。	生活福祉課、地域整備課の少数の人員を当てる。 状況により次の配備に円滑に移行できる体制とする。

指揮監督者は生活福祉課長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒配備	1 町域に気象警報が発表された時。 2 その他必要により、町長及び生活福祉課長が当該配備を決定した時。	予想される災害に係る課で所要の人員を配備し、情報収集、連絡活動及び応急処置に当たる。 災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。

2 災害対策本部設置後

指揮監督者は本部長（町長）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
第一非常配備	1 土砂災害警戒情報が発表された時 2 町内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがある時。 3 複数の地域で災害の発生が予想される時。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令した時。	発生災害に関係する各部班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 事態の推移に伴い、第2非常態勢に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。
第二非常配備	1 特別警報が発表された時 2 町内の複数または、全域にわたって災害が発生した時。 3 被害が甚大と予想される時。 4 その他必要により本部長が当該配備を指示した時。	災害対策本部、各部、各班の概ね全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。

備考 (1) 災害の規模及び特性に応じ上記一般的基準により難しいと認められる場合には、臨機応変に配備体制を整える。

(2) 大規模災害を想定しているが、その他の災害にも非常配備体制は、これに準じて対応する。

第2 各配備下における活動要領【全課】

各配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

1 「事前配備」下の活動

- (1) 生活福祉課長は、福島県（県中地方振興局）その他関係機関と連絡をとり、気象情報、対策通報等を広報車、有線電話、その他の方法により町内一般に伝達するとともに、現地の情報を収集する。
- (2) 地域整備課長は、雨量、水位、流量等に関する情報を関係先から収集するとともに、危険区域の情報を収集し、生活福祉課長に報告する。
- (3) 生活福祉課長は、必要に応じ町長に報告する。

2 「警戒配備」下の活動

- (1) 関係各課長は、必要に応じ生活福祉課長に報告し、相互に情報を交換する。
- (2) 生活福祉課長は、客観情勢を判断し当該情勢に対応する処置を検討して、必要に応じ町長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
- (3) 警戒配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機する。

- (4) 警戒配備を行う各班の責任者は、生活福祉課からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。
- (5) 警戒配備につく職員の人数は、状況により各課長（班長）において増減する。

3 「第1 非常配備」下の活動

- (1) 第1 非常配備は、古殿町災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑にならしめるため、本部を生活福祉課内、又は災害の形態により本部長の指定する場所、若しくは、大会議室に開設する。本部長室には、本部を示す本部標識を掲示する。
- (2) その他の関係課長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (3) 生活福祉課長は、関係各課長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について、必要の都度随時これを本部長に報告する。
- (4) 生活福祉課長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。
- (5) 各課長は次の措置をとり、その状況を生活福祉課長を通じ随時本部長に報告する。
 - ア 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
 - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
 - ウ 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
- (6) 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集する。

4 「第2 非常配備」下の活動

非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各課長は、災害活動に全力を集中するとともに、その状況を随時生活福祉課長を通じ本部長に報告する。

第3 配備人員【全課】

配備人員は、「資料編 古殿町職員非常配備計画」において定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができる。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、町役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておく。

第4 非常参集及び非常連絡【生活福祉課・地域整備課・産業振興課】

1 非常参集

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、職員動員伝達の有無に関わらず、配備体制基準の配備内容に基づき、直ちに所定の場所に参集し配置につく。

なお、参集途上においても、必要に応じて目視等による被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を報告する。

ただし、職員は、災害の状況により所定の場所に参集できないときは、最寄りの出先機関、公民館等へ参集し、当該施設の長又は当該施設の長が指名する職員の指示に従い、その業務を応援する。

（古殿町職員非常配備計画：資料 1-8-1）

2 非常連絡

- (1) 休日における日直員は、災害の発生、気象警報の連絡を受けたときは、下記により電話でその旨を報告し指示を受ける。
- (2) 役場不在になる夜間においては、関係防災機関から通報を受けた者（生活福祉課職員等）は、下記により電話でその旨を報告し指示を受ける。

ア 町内に災害が発生したとき

休日

日直員 → 生活福祉課長 （不在の時は、次席の者）

日直員 → 地域整備課長 （不在の時は、次席の者）

夜間

生活福祉課職員等 → 生活福祉課長 （不在の時は、次席の者）

生活福祉課職員等 → 地域整備課長 （不在の時は、次席の者）

イ 大雨、暴風、暴風雪、洪水、大雪又は水防の警報が発令されたとき

休日

日直員 → 生活福祉課長 （不在の時は、次席の者）

日直員 → 地域整備課長 （不在の時は、次席の者）

日直員 → 産業振興課長 （不在の時は、次席の者）

夜間

生活福祉課職員等 → 生活福祉課長 （不在の時は、次席の者）

生活福祉課職員等 → 地域整備課長 （不在の時は、次席の者）

生活福祉課職員等 → 産業振興課長 （不在の時は、次席の者）

ウ 土砂災害警戒情報、特別警報が発表されたとき

休日

日直員 → 生活福祉課長 （不在の時は、次席の者）

日直員 → 全課課長 （不在の時は、次席の者）

夜間

生活福祉課職員等 → 生活福祉課長 （不在の時は、次席の者）

生活福祉課職員等 → 全課課長 （不在の時は、次席の者）

(3) 課長等からの連絡

ア 日直員又は、生活福祉課職員等から連絡を受けた課長等は、日直員又は生活福祉課職員等への指示事項がある場合は、指示するとともに配備の必要性を配備体制基準に基づき判断して関係各課長へ電話等により連絡を行う。

イ 関係課長から、所属職員への連絡は、あらかじめ定めてある「災害時連絡体制」の順位により電話等で行う。

第5 消防団員等の動員【生活福祉課】

1 動員命令

動員命令は、町長（災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対して行い、消防団長が各分団に対して下記により命令する。

ア 動員を要する分団名

イ 動員の規模

ウ 作業内容及び作業場所

エ 装備等

オ 集合時間及び集合場所

カ その他必要と認める事項

2 動員の規模、能力

動員の規模、能力については、「第7節 消防計画」による。

第3節 災害情報の収集伝達

町内に風水害等の災害が予想されるとき、予警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。

また、町内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 気象注意報・警報等の伝達【生活福祉課】

1 定義と種類について

(1) 定義

予 報 : 観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報 : 大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警 報 : 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

注 意 報 : 大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

情 報 : 気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その実況や推移を説明するもの。

(2) 種類

ア 注意報

- ・ 気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷（雪）注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・ 浸水注意報（注意報事項を気象注意報に含めて行う）
- ・ 水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える）
- ・ 水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）
- ・ 福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同で行う水防活動用洪水注意報
- ・ 水防活動用洪水注意報

イ 警報

- ・ 気象警報 ————— 暴風警報
- ・ 地面現象警報 ————— 暴風雪警報
- (警報事項を気象警報に含めて行う) ———— 大雨警報
- 大雪警報
- ・ 浸水警報 (警報事項を気象警報に含めて行う)
- ・ 水防活動用気象警報 (大雨警報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水警報 (洪水警報をもって代える)
- ・ 福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報

ウ 特別警報

- ・ 気象特別警報 ————— 大雨特別警報
- 大雪特別警報
- 暴風特別警報
- 暴風雪特別警報

エ 情報

(ア) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(イ) 土砂災害警戒情報

福島県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、発表対象外区域となっている湯川村を除き原則として市町村ごとに発表する。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、福島県気象情報の一種として発表する。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、福島県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

オ その他

(ア) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報は、おおむね次のとおりとする。

『イ』の基準：実効湿度60％以下、最小湿度40％以下で平均風速8m以上吹く見込みの場合。

『ロ』の基準：平均風速12m以上の風が1時間以上継続して吹く見込みの場合。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 大気汚染気象通報及び電力気象通報

2 気象等の予警報

気象業務法に基づく気象等の予警報は、福島地方気象台が行う。

(1) 予警報発表基準

福島県内における気象業務法に基づく予警報は、福島地方気象台から次の基準により発表される。

ア 一般注意報及び警報

種 類	発 表 基 準
風雪注意報	風雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件等に該当する場合。 雪を伴い、平均風速 12m/s 以上になると予想される場合。
強風注意報	強風によって被害があると予想され、具体的には次の条件等に該当する場合。 平均風速 12m/s 以上になると予想される場合。
大雨注意報	大雨によって被害があると予想され、具体的には次の条件等に該当する場合。 1 時間雨量 30 mm 以上 土壌雨量指数 73 以上になると予想される場合。
洪水注意報	洪水によって被害があると予想され、具体的には次の条件等に該当する場合。 1 時間雨量 30 mm 以上、ただし総雨量 60 mm 以上 3 時間雨量 50 mm 以上、ただし総雨量 60 mm 以上 流域雨量指数 鮫川流域 9 になると予想される場合。
大雪注意報	大雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件等に該当する場合。 24 時間雨量の降雪の深さ 中通り平地 10 cm 以上、山地 30 cm 以上のいずれかになると予想される場合。

濃霧注意報	濃霧によって交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件等に該当する場合。 濃霧によって視界が陸上 100m 以下、海上 500m 以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 (1) 実効湿度 60% 以下、最小湿度 40% 以下、風速 8m/s 以上の 3 条件がともに予想される場合。 (2) 実効湿度 60% 以下、最小湿度 30% 以下の 2 条件がともに予想される場合。
着雪（氷）注意報	大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高くなると予想される場合。
浸水注意報	浸水によって被害があると予想される場合に、他の注意報に含めて発表される。
霧注意報	早霧＋、晩霧等によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には、次の条件に該当する場合。 早霧＋、晩霧期に最低気温がおおむね 2℃ 以下になると予想される場合。 注：＋印は、農作物の生育を考慮し実施する。
低温注意報	(夏期) 低温のため農作物等に著しい被害があると予想され、具体的には、次の条件に該当する場合。 最高気温又は、最低気温が平年より 4℃～5℃ 以上低い日が数日以上続くと予想される場合。 (冬期) 低温のため水道凍結等大きな障害のおそれがあると予想され、具体的には、次の条件に該当する場合。 最低気温 -10℃ 以下、又は -7℃ 以下の日が数日続くと予想される場合。
地面現象注意報	大雨等による山崩れ、地滑り等によって被害があると予想される場合に、他の注意報に含めて発表される。
暴風警報	風速がおおむね 18m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
暴風雪警報	風速がおおむね 18m/s を超え雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 1 時間雨量 60 mm 以上 土壌雨量指数 105 になると予想される場合。
洪水警報	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 1 時間雨量 60 mm 以上 流域雨量指数 鮫川流域 20 になると予想される場合。
大雪警報	大雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、具体的には次の条件等に該当する場合。 24 時間雨量の降雪の深さ中通り平地 30 cm 以上、山地 70 cm 以上のいずれかになると予想される場合。

地面現象 警 報	大雨等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の警報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に、他の警報に含めて発表される。

イ 特別警報

(ア) 気象等に関する特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(イ) 火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されたときは継続中の注意報、警報は、自動的に解除または、更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

ウ 水防活動用の注意及び警報

次表の左欄に掲げる種類ごとに、同表に掲げる一般の注意報及び警報をもって代えるものとする。

(ア) 水防活動用気象注意報	大雨注意報
(イ) 水防活動用気象警報	大雨警報、暴風警報
(ウ) 水防活動用洪水注意報	洪水注意報
(エ) 水防活動用洪水警報	洪水警報

古殿町における洪水注意報、洪水警報の発令箇所。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、5 kmメッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過した場合。

3 気象情報等の受理伝達

気象庁・仙台管区気象台・福島地方気象台が発表する地震に関する情報等の受理伝達は下記のとおりである。

(1) 情報等の種類

- ア 地震情報（震源・地域震度、震度の規模「マグニチュード」、余震の状況に関する情報）
- イ 各地の震度に関する情報（震源・観測点震度に関する情報）
- ウ 津波情報

(2) 福島地方気象台の発表基準

- ア 福島地方気象台及び県内の観測所・観測点のうち 1 箇所以上において震度 3 以上の地震を観測した時。
- イ 福島県沿岸に津波予報が発表された時。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われる時（群発地震等）。
- エ 特に発表が必要と認めた時。

(3) 地震情報の受理伝達

町及び防災関係機関は、地震情報を受理したときは、必要に応じて直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の必要な処置を行う。

4 気象注意報、警報及び地震情報の伝達・周知

気象業務法、水防法及び消防法に基づく警報、注意報、水防警報及び火災予防のための気象通報並びに、これらに関連して必要とされる各種の情報を関係防災機関相互において、迅速かつ確実に受理し及び伝達し、防災措置の適切な実施を図り、被害を最少限度に防除する。

(1) 受信伝達に関する業務担当者と周知方法

- ア 注意報、警報、土砂災害警戒情報等(気象情報)及び火災気象通報の受信は、生活福祉課が担当し関係各課へ伝達する。
- イ 水防警報の受信は、生活福祉課長の指名する者が担当し、関係各課に伝達する。
- ウ 農業気象通報の受信は、産業振興課長の指名する者が担当し、関係各課に伝達する。
- エ 土、日曜、祝祭日における上記ア～ウの受信、伝達にあたっては、日直員がこれにあたり、事後すみやかに担当課長に報告するとともに下記、カにより周知する。
- オ 夜間における上記ア～ウの受信、伝達にあたっては、役場が無人

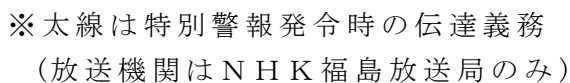
になることから関係防災機関から連絡を受けたもの（生活福祉課職員等）が関係担当課長に伝達する。

（休日及び勤務時間外災害連絡表：資料 1-9-1、休日及び勤務時間外の気象通報連絡表：資料 1-9-2）

カ 上記、ア～ウの周知にあたっては、住民への周知は防災行政無線により行うものとし、必要に応じ広報車により行う。また関係防災機関への周知は電話により行う。

（2）気象情報等の伝達系統

福島地方気象台が発表する気象注意報・警報及び地震情報の伝達系統は、次のとおりである。



第2 被害状況等の収集、報告【生活福祉課】

1 被害報告

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

(1) 被害状況の収集は、消防本部、県警察本部（石川警察署）等の防災関係機関との連携のもとに行う。

- (2) 被害状況の調査は、町職員が巡回して行うことを原則とし、必要に応じ消防団員、区長等から情報を得る。
 - (3) 被害報告の収集は、災害発生 of 初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
 - (4) 上記(3)の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
 - (5) 職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行い、所属長へ直ちにその状況を報告する。
 - (6) 必要に応じ、災害現場に近い町の施設（公民館、その他）の職員と連絡を取り、報告を求める。
- （被害認定基準：資料 1-9-3）

2 被害状況の集約

災害による被害が発生した場合における被害状況は、各部門の状況を各部署にとりまとめて、生活福祉課長に報告する。

生活福祉課長は各部門の被害状況を取りまとめ本部長に報告する。

3 被害状況等の報告

町は、県が指定する様式及び日時により、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等とともに、上記2により集約した被害状況の調査内容を即報と確定等を区分して具体的に報告する。

(1) 災害情報・被害報告系統

町及び防災関係機関は、発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。

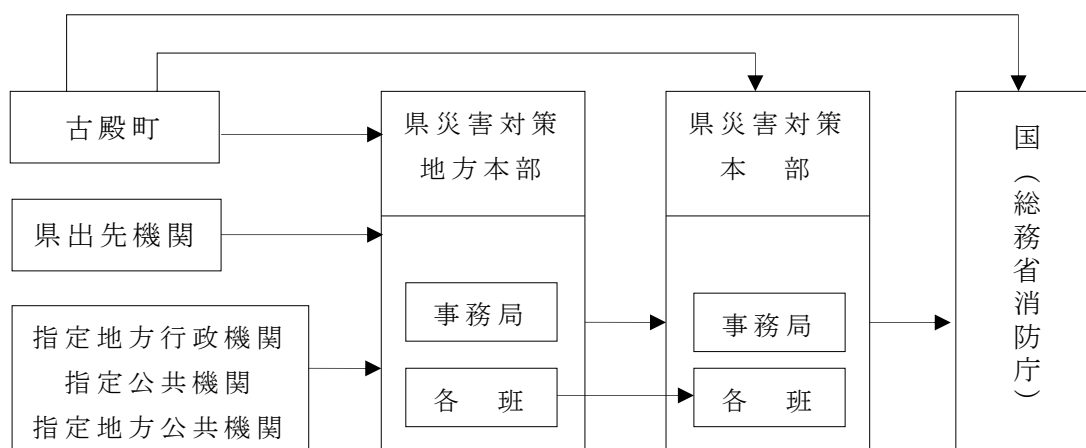
町からの県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。

被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

なお、いずれの場合においても、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県（県民安全総務室）へ報告する。

災害情報及び被害報告系統図



〔被害状況の報告先〕

県

NTT 回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524

国

(消防庁等)

区分 回線別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT 回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	電話 FAX	90-49013 90-49033	90-49102 90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49103 TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

※ 県が災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は県中地方振興局に、県災害対策本部は県民安全総室と読みかえる。

(2) 報告方法

ア 被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町⇒県⇒国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

イ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局又はその他の無線局を利用する。

ウ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

(3) 報告すべき災害

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、町が県に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりとされている。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

ア 町において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ 上記ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

4 報告の種類

(1) 概況報告（被害速報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告。

(2) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度報告。

前回の報告と重複しないよう必ず日時を明記する。

(3) 確定報告

被害が確定した場合に行う報告。

確定報告の総括とりまとめは、総務部長が行い、集計の結果を本部長に報告する。

5 報告様式

確定報告の様式は、災害対策本部の組織計画に定める被害状況報告書によるものとし、概況、中間報告もこれに準じて行う。

(ア) 被害報告は、様式 2-1-1 による。

(イ) 県への報告は、様式 2-1-1(9)による。

6 災害程度の判定

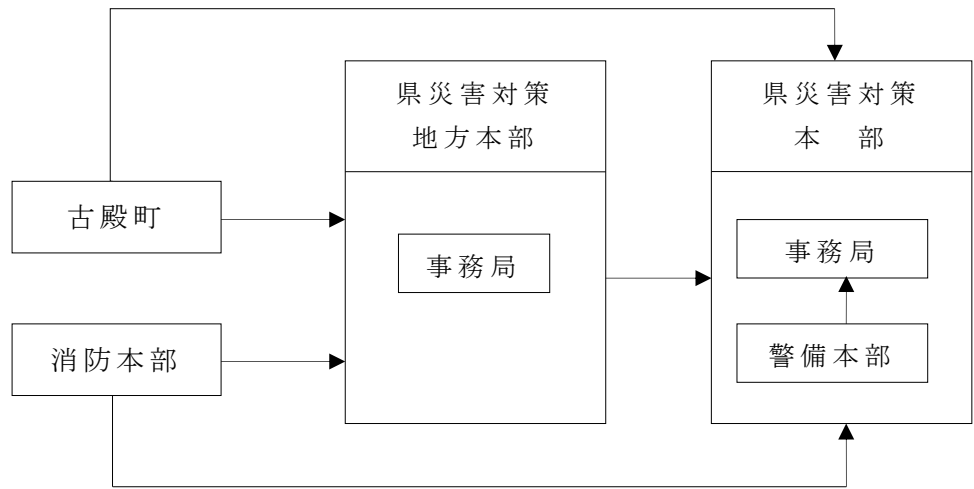
災害程度を判定する基準は資料 1-9-1 による。

7 被害区分別報告系統

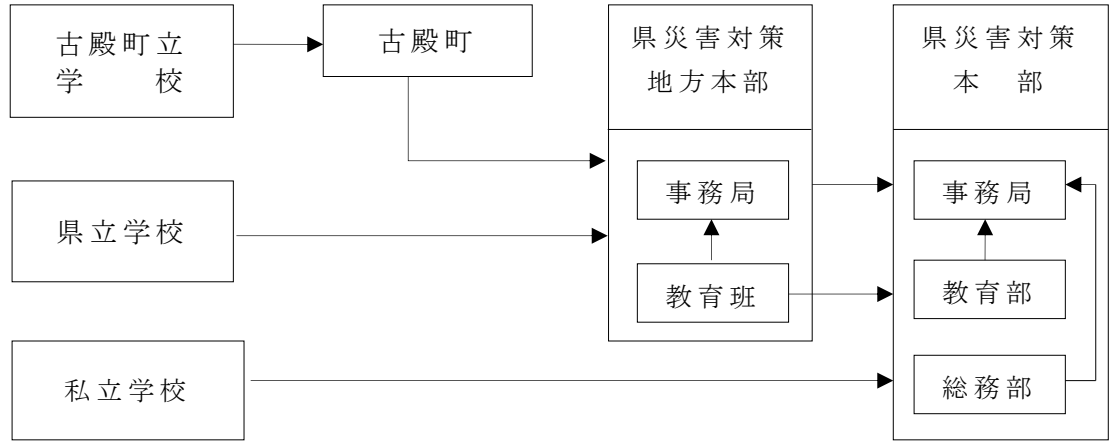
被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

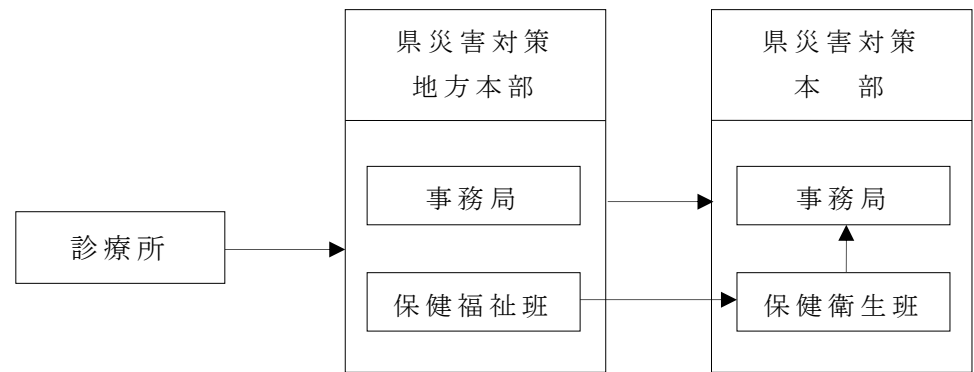
(1) 人の被害、建物被害等



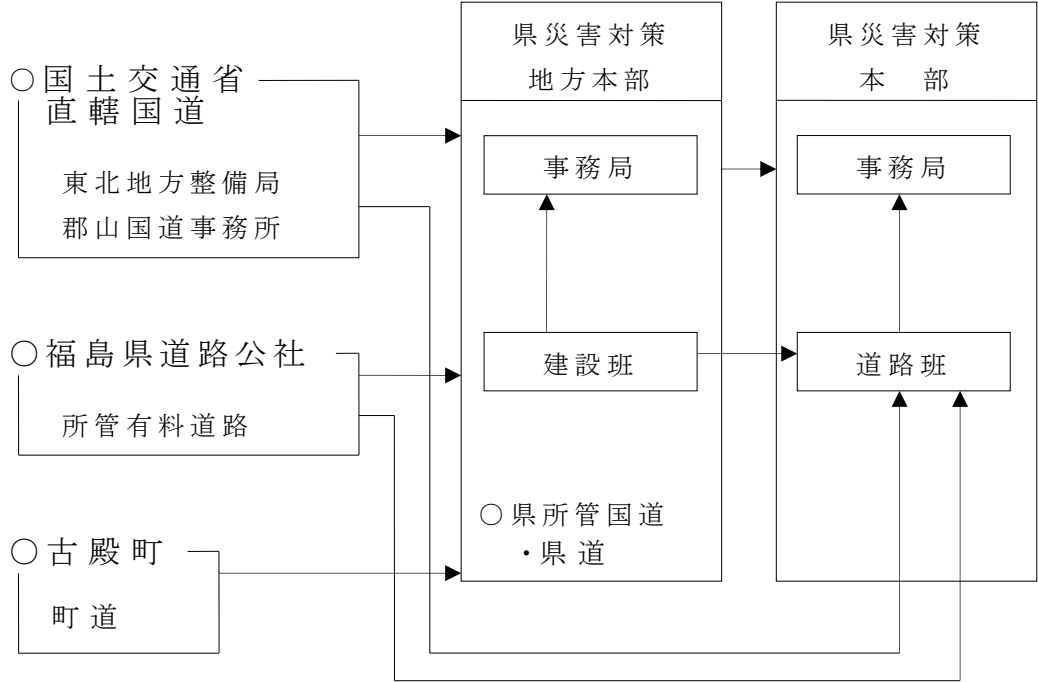
(2) 文教施設被害



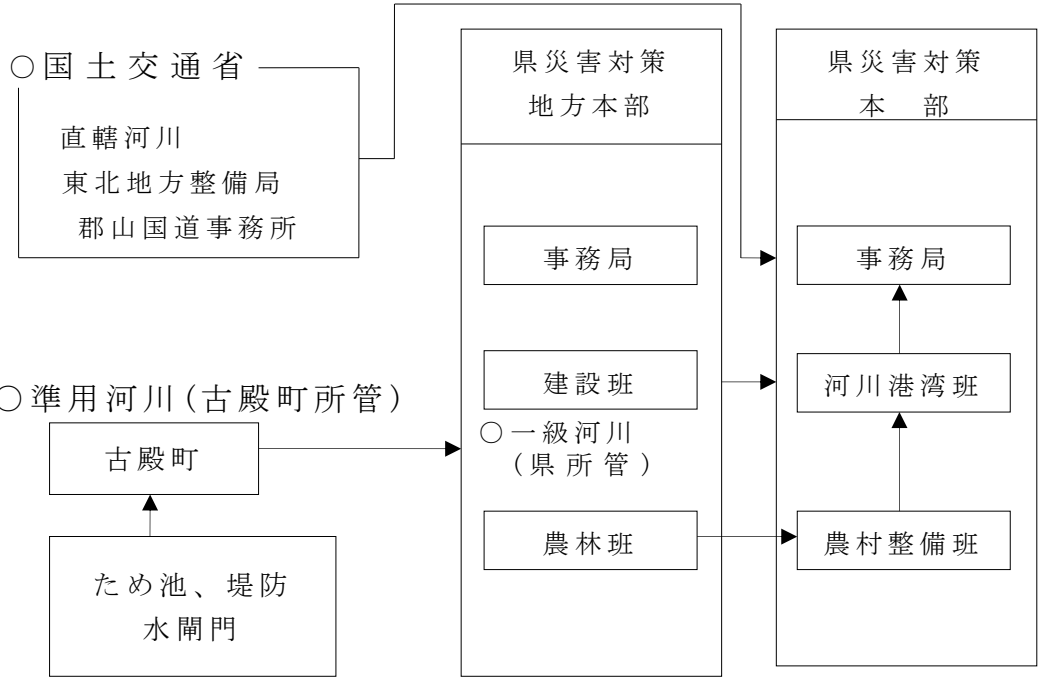
(3) 診療所被害



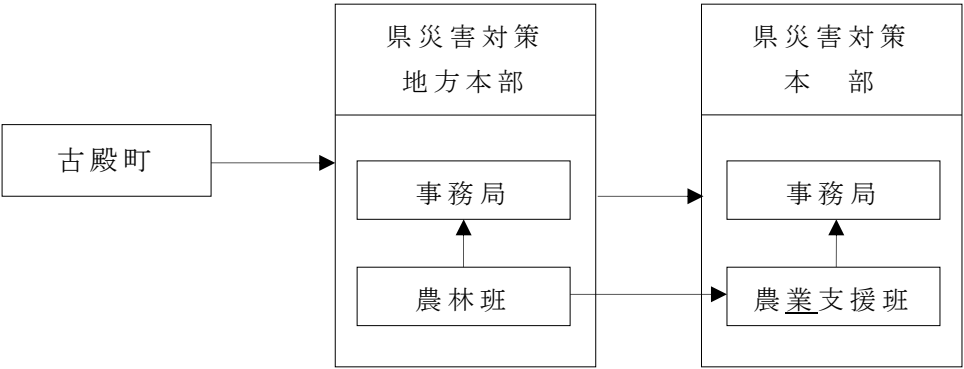
(4) 道路・橋りょう被害



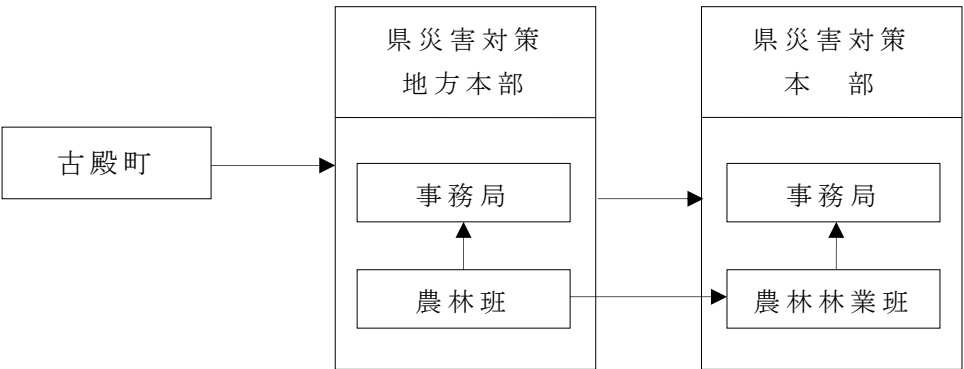
(5) 河川災害・その他水害被害



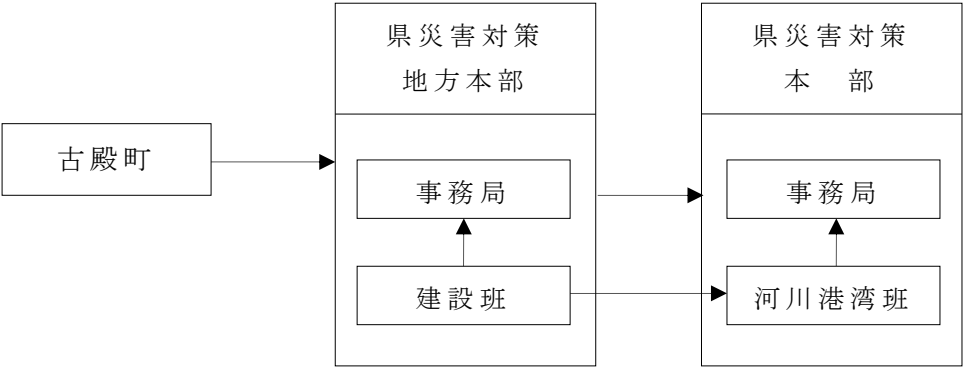
(6) 農産被害・畜産被害



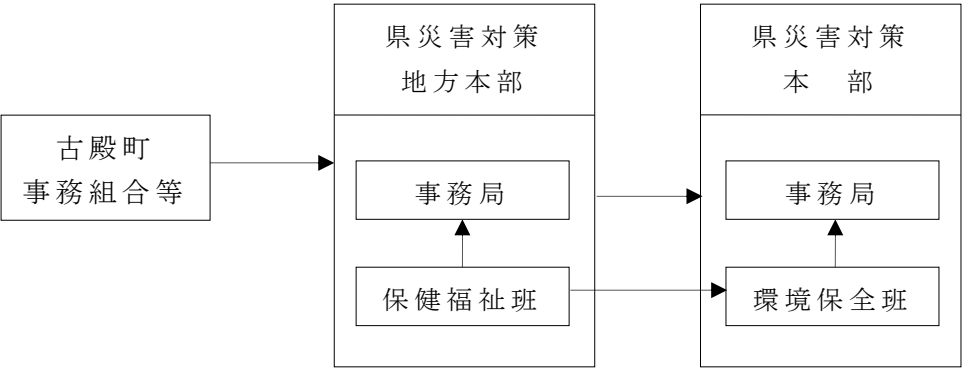
(7) 森林被害



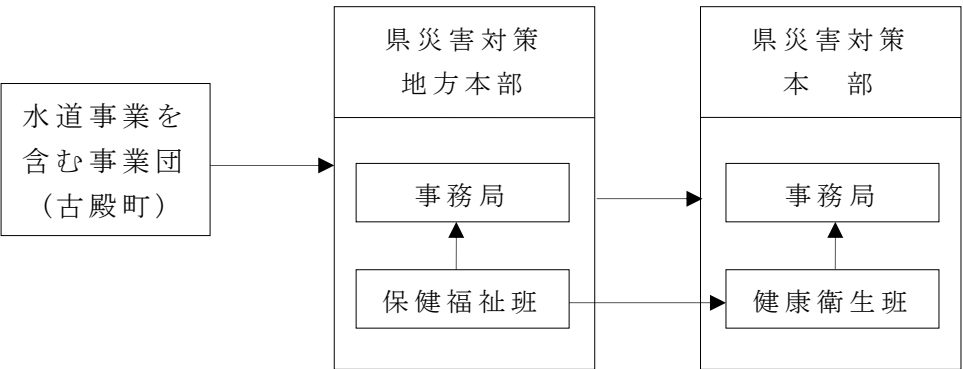
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



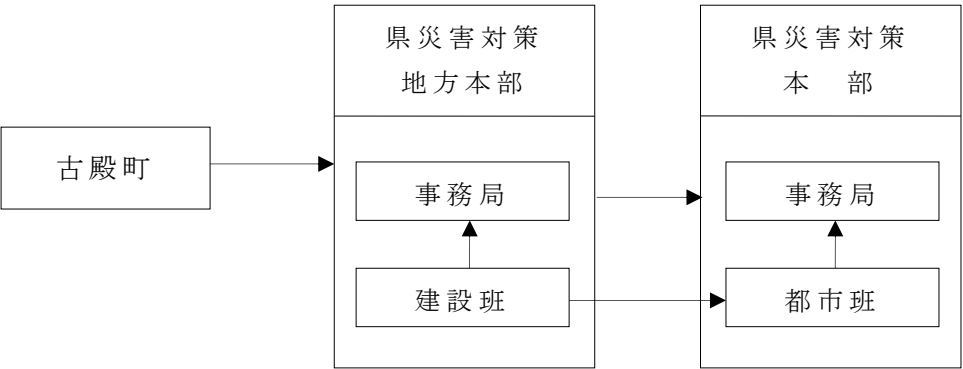
(9) 産業廃棄物施設、廃棄物処理事業被害



(10) 水道施設被害



(11) 下水処理施設被害



第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保【総務課・生活福祉課】

1 災害時の通信連絡

- (1) 町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、町防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。（災害時優先電話一覧：資料 1-9-5）
また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として特番102（（株）エヌ・ティ・ティソルコ 情報案内サービス事業本部仙台センター）に接続を依頼する。
- (4) 町は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力（株）福島支店、（一社）日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

（専用通信施設及びアマチュア無線局の設置場所調：資料1-9-4）

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 警察通信設備の優先的利用

町は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、加入電話及び町防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。

(4) 放送機関への放送要請

町は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び町防災行政無線が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

4 現地災害対策本部が設置された場合の措置

現地災害対策本部が設置された場合は、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型移動局により通信を行うとともに、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話（携帯電話を含む。）の設置を依頼する。

第2 町防災行政無線の活用【生活福祉課】

古殿町防災行政無線は、町内に居住、活動する者について一方的に広報を（屋外子局及び戸別受信機を通して）行う。また、役場と公用車を結び各種防災活動に関する諸情報の交換及び収集伝達を行うもので、この運用については、古殿町防災行政無線局運用管理規程に定める。

(1) 通信の統制

災害発生時においては通信のふくそうが予想されるため、無線管理者は必要に応じ通信をとり、通話の制限、通信内容による優先通話を行い、通信の円滑化を図る。

(2) 非常無線通信の協力

防災関係機関から災害に関し緊急に処置する内容の依頼を受けたときは、可能な限りこれに応じ非常無線の機能を発揮する。

第3 県総合情報通信ネットワーク【総務課・生活福祉課】

福島県総合情報通信ネットワークは、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。災害時には、情報の収集・一斉指令等の機能を発揮する。

防災通信機能の拡充・強化を目的に、衛星系と地上系による通信の多ルート化、機械設備・電源装置の二重化を確保し整備されており、町は、県及び消防本部等との通信手段として活用する。

第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置【総務課・生活福祉課】

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。

- (2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。
 - (3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。
 - (4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要な措置を講じる。
 - (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。
 - (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。
 - (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板（iモード携帯、スマートフォン）、災害用音声お届けサービス（iモード携帯、スマートフォン）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。
- （災害時有線電話番号一覧：資料 1-9-5）

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県との相互協力【総務課・生活福祉課】

1 県への応援要請

- (1) 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（県民安全総室）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は応援のあつせんを求めることができる。
- (2) 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 町長が知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要請する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示

町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、知事が特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条に基づき、他の市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。

また、他の市町村が実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるよう、町長に対し他の市町村長を応援すべきことを指示する。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 町に対する情報連絡員（リエゾン）の派遣受け入れ体制の整備

- (1) 県は、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部毎に指定しておき、町で災害対策本部を設置する災害が発生した場合、もしくは通信手段途絶等により派遣が必要と認められる場合は、管轄地方本部（県中地方振興局）から町へ情報連絡員を派遣する。

なお、県本部長が必要と認める場合は、県災害対策本部から情報連絡員が派遣される。

- (2) 県から派遣された情報連絡員は、町において被害状況や要望事項を積極的に収集し、派遣元の地方本部へ速やかに報告する。

また、地方本部に報告した情報は、町と共有を図るとともに、県（県

災害対策本部）からの情報を町に提供する役割も担う。

- (3) 町は、町に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、外部から県グループウェアにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努める。

第2 国に対する応援要請【総務課・生活福祉課】

1 町長の応援要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、知事を通じ、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要とされる事項

第3 他市町村との相互応援協力【総務課・生活福祉課】

古殿町は、次の6市町村との間に「消防相互応援協定」を締結し、災害の種別を問わず、相手方の要請に基づき応援隊の派遣等を行うこととしている。

協定締結先においては、災害発生時に県等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

【消防相互応援協定市町村】

- (1) いわき市
- (2) 石川町
- (3) 平田村
- (4) 浅川町
- (5) 玉川村
- (6) 鮫川村

（災害時における相互応援協定書：資料 1-2-4）

【大規模災害時応援協定】

（1）岩手県紫波町

上記以外の市町村からの災害対策基本第 67 条の規定による相互応援についても迅速な対応ができるよう、手続き等細部事項について、あらかじめ検討しておく。

（大規模災害時の相互応援に関する協定書：資料 1-2-5）

第4 民間事業者及び公共団体等との災害時応援協力

【総務課・生活福祉課・】

町は、それぞれ締結した災害時お応援協定に基づき応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備する。

第6節 災害広報

災害時において、住民、及び防災関係機関に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、県等と連携して広報活動を展開する。

第1 町の広報活動【総務課・生活福祉課】

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、次の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛ける。

第2 広報の内容と方法【総務課・生活福祉課】

1 広報の内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 町における避難に関する情報
 - ア 避難の勧告に関すること。
 - イ 収容施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 広報の方法

- (1) 一般広報
 - ア 防災行政無線など町の広報体制を活用した広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
 - エ インターネットを利用した広報等（ホームページ開設）

オ 携帯電話を活用した広報

(2) インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、次の点に留意する。

ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。

また、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。

イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努める。

ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努める。

エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。

3 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第3 防災関係機関への広報活動【総務課・生活福祉課】

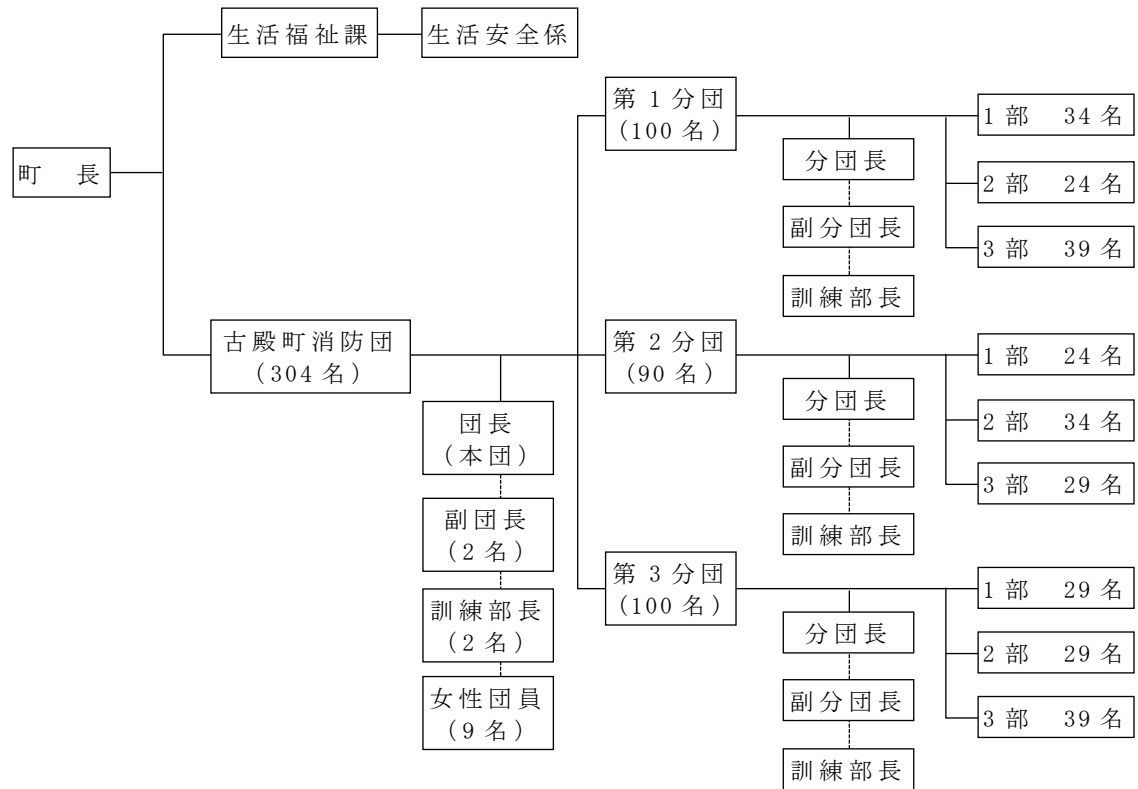
町は、災害時の広報計画に基づき、住民への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、防災関係機関及び報道機関に広報を要請する。

第7節 消防計画

この計画は、火災発生の実態に即応し被害を軽減するため機構、施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策消防活動について大綱を定めるものである。

第1 組織計画【生活福祉課】

消防団機構は以下のとおりである。



第2 消防対策【生活福祉課】

1 異常気象時における消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすい異常気象時には、広報車、消防ポンプ車等により町民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化するとともに、火災警報発令時には特別警戒体制を確立して万全を期する。

2 動員

消防団を動員するときは、消防団長又は代理責任者が実施責任を負う。

3 配備

「第2節 職員の動員配備」による。

配備区分	配 備 内 容
警 戒 配 備	本団、分団及び特命出動団員をもって充てる。
第1非常配備	本団、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。
第2非常配備	全消防団員をもって充てる。

4 動員の方法

団員の動員方法は、防災行政無線による広報、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速、かつ確実な方法で動員するものとし、緊急の動員は、警鐘、サイレン等の迅速処置により動員を行う。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがあると知った団員は、自ら進んで分団と連絡をとり、自らの判断により指定の場所へ出動する。

5 須賀川地方広域消防本部との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対する警戒、防ぎよ等、統制ある消防活動を行うため、須賀川地方広域消防本部と連携を保つ。

（市町村消防及び災害相互応援協定の状況：資料 1-10-1）

第8節 水防計画

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

第1 水防の責任【生活福祉課・地域整備課】

1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

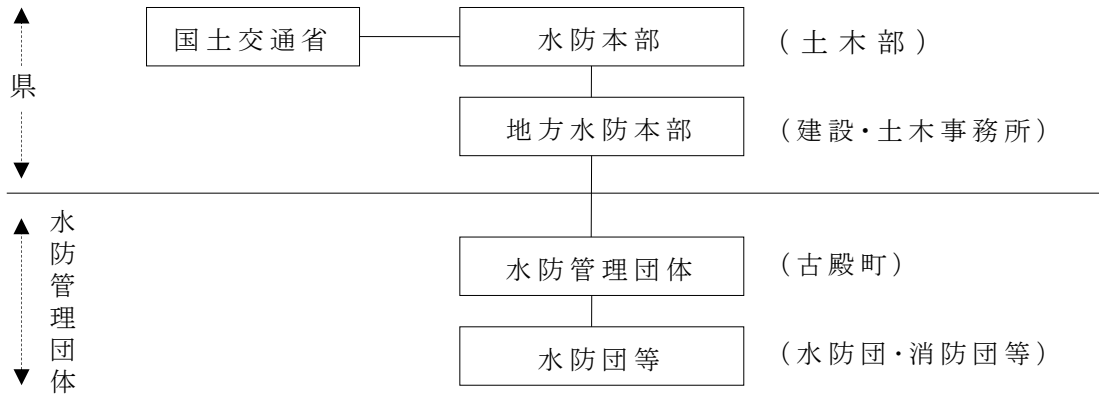
2 県の水防責任

県（土木部）は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第2 水防組織【生活福祉課】

1 水防組織の概要

(1) 県と水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動を実施する。



(2) 各水防組織の役割

ア 水防本部

県内の水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

イ 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。（水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体

の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

ウ 水防管理団体(町)

町の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等(以下、「水防団等」という。)への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立退の指示(同法第29条)等の業務を実施)

(3) 水防組織間の連絡

ア 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体(町)に連絡する。

イ 水防管理団体(町)からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

ウ 水防管理団体(町)は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

第3 水防活動【生活福祉課・地域整備課】

1 監視、警戒活動

水防管理者(町長)は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

また、異常を発見した場合には、直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所に報告し、県中建設事務所長及び石川土木事務所長は、水防本部に報告する。

2 水防活動の実施

水防管理者(町長)は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。

また、水防活動の内容を直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所に報告し、県中建設事務所長及び石川土木事務所長は水防本部に報告する。

第9節 救助・救急

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら救助・救急活動を行うものとする。また、早期救出が生死を分けるため、町民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、活動を行う防災関係機関に協力することが必要である。

第1 町（消防機関を含む）による救助活動【生活福祉課】

1 救助活動方法

町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。救助活動は、警察、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して実施し、その状況について逐次、県に報告する。

（救出用車両調達先調書：様式 2-3-1）

2 県等への協力要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

【総務課・生活福祉課】

1 救助活動方法

自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受ける。

第3 消防本部による救助・救急活動【総務課・生活福祉課】

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り消防団員、自主防災組織及び地域住

民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

第4 広域応援【総務課・生活福祉課】

町長は、必要に応じて、県（生活環境部）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第10節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

【総務課・生活福祉課】

1 災害派遣要請基準

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。（自衛隊法第83条）

2 町長不在時の決定者

自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断については、町長が不在等で非常時における緊急を要する判断については、第1順位 副町長、第2順位 教育長、第3順位 総務課長の順とする。

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
 - (2) 避難者の誘導、輸送等
 - (3) 行方不明者、負傷者等の搜索、救助
 - (4) 水防活動
 - (5) 消防活動
 - (6) 道路、水路等交通路上の障害物除去
 - (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な伝染病等）
 - (8) 通信支援
 - (9) 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
 - (10) 救援物資の緊急輸送
 - (11) 炊飯、給水
 - (12) 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13、14条）
 - (13) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- 不発弾の処理は、県警察本部（生活環境課）が窓口となる。

- (14) 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

- ア 除雪等にあって、特殊な技術、装備、資器材等を使用する場合
イ 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
ウ ライフラインの途絶等早急に復旧が必要なもので、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- (15) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請【総務課・生活福祉課】

1 要請要領

(1) 知事への要請

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として県中地方振興局長を経由して、知事（県民安全総室）へ要求する。要求にあたっては、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し文書をもってする暇がない場合は、電話等により直接知事（県民安全総室）に要求し事後、文書を送達する。

この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

ア 提出(連絡)先：福島県生活環境部県民安全総室（県中地方振興局県民生活課経由）

イ 提出部数：2部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

エ 県民安全総室災害対策課：（024－521－7194・7641）

(2) 自衛隊へ緊急要請

町長は、上記(1)の要求ができない場合は、町を災害派遣隊区とする部隊長（陸上自衛隊郡山駐屯地）に対して災害の状況を通知することができる。

この場合町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は特に緊急を要し、知事の要請を待つ暇がないと認められるときは、人命・財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに速やかにその旨を知事に通知する。

2 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊郡山駐屯地

担当区域 県中、県南、会津、南会津、いわき地方振興局管内市町村

担当窓口 陸上自衛隊第6特科連隊第3科

TEL 024-951-0225 内線 235（防災行政無線 811-380-01）

時間外 郡山駐屯地当直司令 内線 302（防災行政無線 811-380-02）

（自衛隊要請連絡先：資料 1-11-1）

第3 自衛隊の自主派遣【総務課・生活福祉課】

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がない場合、災害派遣隊区担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

1 判断基準

災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受け入れ体制【総務課・生活福祉課】

町長、知事、警察及び消防本部等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に係る管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受け入れ

町長は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備する。

- (1) 本部事務室（現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。）
- (2) 宿舎
- (3) 材料置き場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は 3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1 機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで 30m×30m、多用途ヘリで 50m×50m、輸送ヘリで 100m×100m）
（隊員宿舎及びヘリポート調：資料 1-11-2）

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

【総務課・生活福祉課】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第6 派遣部隊の撤収【総務課・生活福祉課】

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊が派遣の必要がなくなつたと認めた場合に行う。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

第7 経費の負担区分【総務課・生活福祉課】

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 町及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第11節 避難

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示【生活福祉課・各課】

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示を行う。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告又は指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関が相互に連絡を行う。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険が切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して避難することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあることから、屋内での退避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の 準備情報 提供	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の 勧告	町長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。

	知事 (災害対策基 本法第60条)	立退きの勧告及 び立退き先の指 示	災害の発生により、町がその全 部又は大部分の事務を行うこ とができなくなったとき。
避難の 指示等	町長 (災害対策基 本法第60条)	立退き及び立退 き先の指示 屋内での退避等 の安全確保措置 の指示	災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、急を 要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基 本法第60条)	立退き及び立退 き先の指示 屋内での退避等 の安全確保措置 の指示	災害の発生により、町がその全 部又は大部分の事務を行うこ とができなくなったとき
	知事及びその 命を受けた 職員 (地すべり等 防止法第25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が 切迫していると認められると き。
	知事及びその 命を受けた 職員又は水 防管理者 (水防法第29 条)	立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により 著しい危険が切迫していると 認められるとき。
	警察官 (災害対策基 本法第61条)	立退き及び立退 き先の指示 屋内での退避等 の安全確保措置 の指示	町長が避難のための立退き若 しくは屋内での退避等の安全 確保措置を指示することがで きないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務 執行法第4 条)	警告及び避難等 の措置	重大な災害が切迫したと認め るときは、警告を発し、又は特 に急を要する場合において危 害を受けるおそれのある者に 対し、必要な限度で避難の措置 をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94条)	警告及び避難等 の措置	災害により危険な事態が生じ た場合において、警察官がその 場にいない場合に限り、災害派 遣を命ぜられた部隊等の自衛 官は避難について必要な措置 をとる。

(2) 避難勧告等の要否を検討すべき情報

ア 洪水

河川水位の避難判断水位到達

イ 土砂災害

土砂災害警戒情報の発表

ウ その他

町で定める基準に達したとき

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難の勧告、指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

2 避難の勧告及び指示の内容

町長など、避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難の勧告又は指示の理由

(5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

(1) 町の措置

ア 住民への周知

町は、自ら避難の勧告、指示及び屋内での退避等の安全確保措置の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

イ 知事への報告

町長は、避難のための立退きの勧告及び指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

(ア) 避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の有無の有無

(イ) 避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令時刻

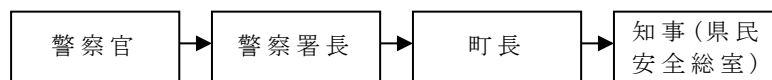
(ウ) 避難対象地域

- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

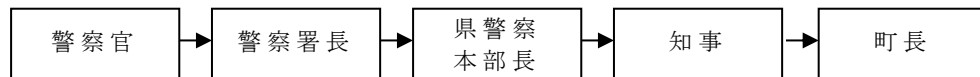
避難及び屋内での待避等の安全確保措置の指示の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 警察官の措置

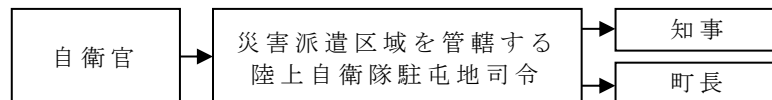
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



(3) 自衛官の措置



第2 警戒区域の設定【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に

対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置をする。

第3 避難の誘導【生活福祉課・各課】

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次の責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。

2 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- (3) 高齢者や障害者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行う。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児

- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難路の通行確保

災害の発生により住民が安全に避難できるよう、あらかじめ指定しておいた避難路の通行を確保するほか、災害の状況により避難所が異なるので、消防団員等をもってその都度指示し誘導する。

また、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

第4 避難行動要支援者対策【生活福祉課】

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。その際、入所者に対して過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。その際、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努める。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。その際、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設にお

いても配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 広域的な避難対策【総務課・生活福祉課】

1 県内市町村間の避難調整

(1) 被災した町の役割

町は、広域避難をする場合、町又は同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 受入元の町の役割

町は、広域避難を受け入れた場合、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

第6 安否情報の提供等【総務課・生活福祉課】

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 安否情報照会に必要な要件

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認め

られる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第12節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に公民館、集会所、学校、福祉施設その他既存の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的として設置・運営するものとする。

第1 避難所の設置【生活福祉課・各課】

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、町長が実施する。
- (2) 町だけで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

2 町長の措置

町長は、町地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、町はあらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする

(1) 避難所の開設

町長は、町地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設し、その維持、管理及び連絡調整等に当たらせる者を町職員の内から選定し避難所に駐在させる。

駐在員は、避難者に係る情報の把握と記録を行い、その都度、生活福祉課長を通じて町長に随時報告する。

(避難状況調：様式 2-4-1)

(2) 県への報告

町長は、開設報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

開設報告事項

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(避難所収容者名簿：様式 2-4-2)

(3) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(4) 避難所における措置

避難所で町長が実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図ること。）

カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(5) その他の施設の利用

町長は、あらかじめ設定した避難所で不足する場合は、県を経由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館等の借上げ等により避難所を開設する。

第2 避難所の運営【生活福祉課・各課】

1 避難所運営の主体

(1) 避難所には、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うために必要な町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 町長は、行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送れるように努める。

（ボランティア名簿：様式 2-4-3）

(4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

(5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者（在宅者）への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。

- (6) 町は、避難所の運営状況について県と連絡調整を密に行い、避難所での情報やサービスの提供に格差が生じないように、避難所運営の改善を推進する。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

- ア 畳、マット、カーペット
- イ 間仕切り用パーティション
- ウ 冷暖房機器
- エ 洗濯機・乾燥機
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ 仮設トイレ
- キ テレビ・ラジオ
- ク インターネット情報端末
- ケ 簡易台所、調理用品
- コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

4 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる

避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

(3) メンタルヘルスケアの実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(5) 施設・設備の整備

町は、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 指定避難所以外の施設に避難した者への支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等などの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（町役場等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

(2) 在宅被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者に対しても、食料や生活必需品、情報の提供を行う。

（避難収容台帳：様式 2-4-4、避難所用品物品受払簿：様式 2-4-5、避難所設置及び収容状況：様式 2-4-6、避難所開設用施設及び器物借用簿：様式 2-4-7、罹災者救出状況記録簿及び修繕簿：様式 2-4-8、罹災者救出用機械器具修繕簿：様式 2-4-9、罹災者救出用機械器具燃料受払簿：様式 2-4-10）

第13節 医療（助産）救護

災害のため医療、助産体制が混乱し、罹災者の住民が医療の途を失った場合、応急的に医療を施し、又は助産の途を失った場合に助産を施し、罹災者の保護を図るものとする。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

【生活福祉課・健康管理センター】

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

町は、県中保健福祉事務所及び石川郡医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握する。

医療機関の被害状況及び活動状況は、県中保健福祉事務所が一元的に管理し、県へ報告する。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、有線回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、防災行政無線等により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、町及び関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に情報提供を行う。

第2 医療（助産）救護活動【生活福祉課・健康管理センター】

町、県及び関係医療機関は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

1 町

- (1) 町は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ石川郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した次の救護活動を行う。

ア 診療

イ 応急処置、その他の治療及び施術

ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置

エ 薬剤又は治療材料の支給

オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定

カ 看護

キ その他医療（助産）救護に必要な措置

- (2) 町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町的能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

2 その他の機関

(1) 日本赤十字社福島県支部

ア 日本赤十字社福島県支部は、県の要請に基づき医療救護班を派遣して救護活動を行う。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、もしくは地方公共団体等による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、日本赤十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができる。

イ 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県が行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

ウ 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、福島県支部と同様の取扱いとする。

(2) 福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県看護協会・福島県助産師会

ア 福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県看護協会及び福島県助産師会は、町から協力要請があり、その必要を認めたときは、石川郡医師会等に救護活動を要請する。

イ 医療救護班の業務内容は、町の医療救護班と同様とする。

(3) 福島県薬剤師会

福島県薬剤師会は、町又は医師会等から協力要請があった場合、各支部薬剤師会に対し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所における医薬品の管理と調剤の実施を要請する。

第3 傷病者等の搬送【生活福祉課・健康管理センター】

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

ア 医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、町内の医療機関及び地域災害医療センター等隣接市町村の医療機関へ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施する。

ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、町及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等の保有するヘリコプターによる

実施を要請する。

- ウ 傷病者搬送の要請を受けた町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保【生活福祉課・健康管理センター】

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保【生活福祉課・健康管理センター】

町は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- (1) 血液センターに対して被害の軽微な地域に採血車を出動するように依頼し、住民の献血による血液の確保に努める。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社各支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対し派遣を要請する。

第6 人工透析の供給確保【生活福祉課・健康管理センター】

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供が必要があることから、町は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第7 広域的救護活動の調整【生活福祉課・健康管理センター】

町は、災害発生時における医療（助産）救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合には、県及び近隣市町村からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図る。

（救護班編成及び活動記録簿：様式 2-7-1、医薬品衛生材料受払簿：様式 2-7-2、病院診療所医療実施状況：様式 2-7-3、救護班出動編成表：様式 2-7-4、救護班診療記録簿：様式 2-7-5、救護班医薬品衛生材料使用簿：様式 2-7-6、助産台帳：様式 2-7-7）

第14節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

第1 緊急輸送の範囲【生活福祉課・各課】

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保 【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章第8節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

2 陸上輸送拠点の確保

町は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町の物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保 【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 車両の確保

輸送に使用する車両は、町所有の車両を使用するが、町所有車両によって輸送が十分でないと町長が認めた場合には、民間業者及び県等、関係機関に応援を求めて輸送の確保に当たる。

(町所有車両調：資料 1-12-1)

第15節 警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、町民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 警備活動【生活福祉課】

1 実施機関

県警察本部（石川警察署）

2 警備活動

（1）災害情報の収集

県警察本部（石川警察署）は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たる。

（2）救出援助活動

県警察本部（石川警察署）は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行う。

（3）避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、町等と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

（4）遺体見分

県警察本部（石川警察署）は、町等と協力し、遺体見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な遺体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

（5）二次災害防止措置

県警察本部（石川警察署）は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

（6）社会秩序の維持

県警察本部（石川警察署）は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

（7）被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察本部（石川警察署）は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

（8）相談活動の実施

県警察本部（石川警察署）は、町等と連携して、行方不明者相談所、消息

確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

(9) ボランティア活動の支援

県警察本部（石川警察署）は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2 交通規制措置【生活福祉課・地域整備課】

1 被害状況の把握

県警察本部（石川警察署）は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進する。

2 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

県警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接する地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災地域への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、県公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

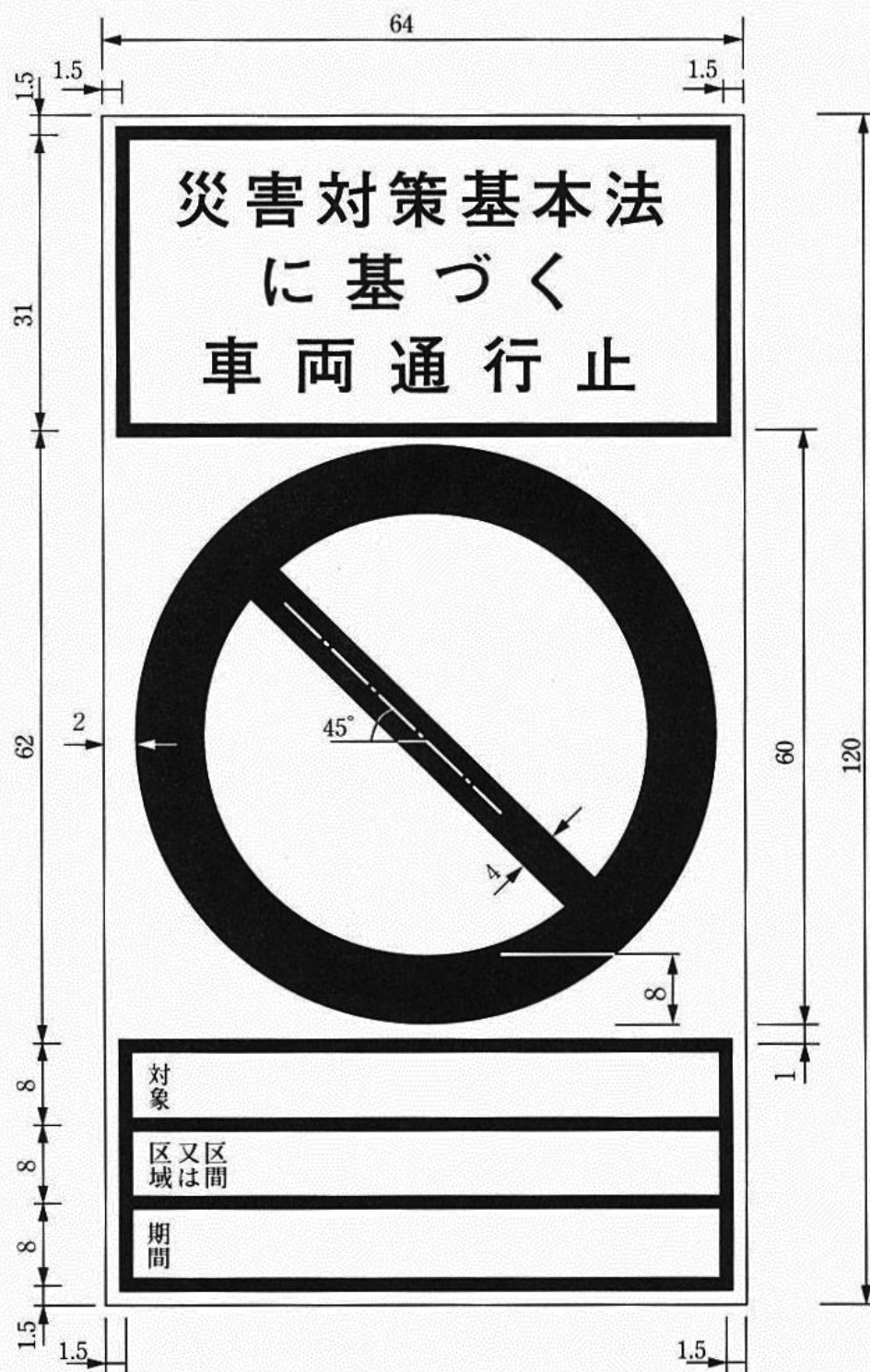
ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

(2) 交通規則の方法等

ア 標示設置による規制

災害が発生又は、まさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は、区間の道路の入口、これらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2に基づき「標示」を設置し、交通規則の内容を周知する。

別記様式第2（第5条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第1線下）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがない場合又は、標示を設置して行うことが困難であると認める時は警察官の現場における指示により、規制を行う。

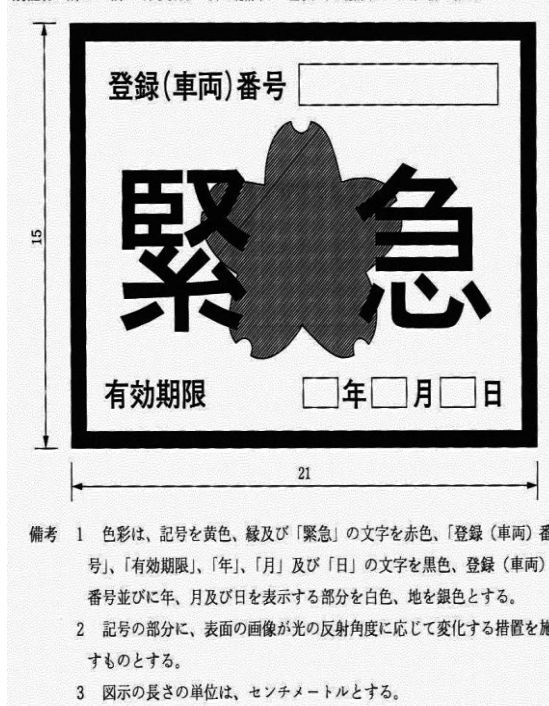
ウ 迂回路対策

県公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要に応じ迂回路を設定し迂回誘導のための要点に警察官等を配置する。

エ 広報活動

県公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様下）



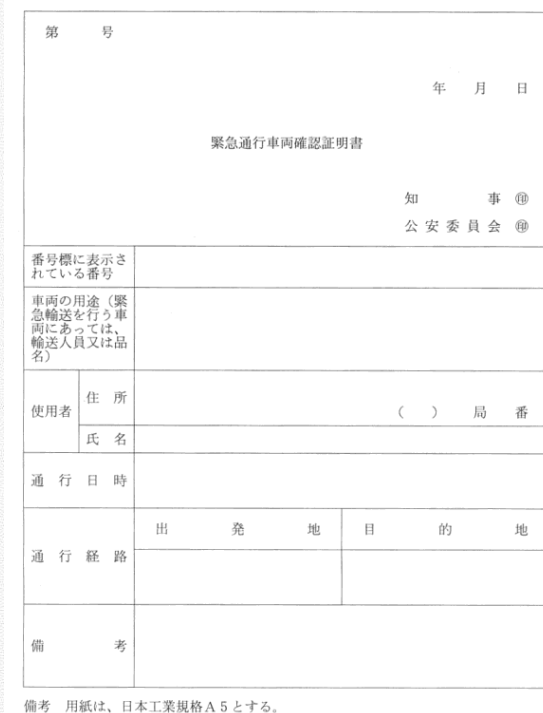
別記様式第3は、緊急通行車両の登録情報と有効期限を示すための車両側用紙です。紙の中央には大きな黒い「緊急」の文字があり、その中心には県の地図が描かれています。左上には「登録(車両)番号」の欄があり、右下には「有効期限」の欄があり、年・月・日を記入するスペースがあります。紙の左側には縦長の寸法線があり「15」と記載されています。下部には横長の寸法線があり「21」と記載されています。

備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第3様下）



別記様式第4は、緊急通行車両の申請書です。上部には「第 号」と「年 月 日」の欄があります。中央には「緊急通行車両確認証明書」とあり、下部には「知 事 印」と「公安委員会 印」の欄があります。下部には、番号、用途、使用者、住所、氏名、通行日時、出発地、目的地、通行経路、備考などの欄があります。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続き

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の番号標を有しているものを除く）。

イ 確認手続き

知事又は県公安委員会（警察本部（石川警察署））は、車両の使用者の申出により、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 県公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行う。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認を行う。

ウ 県公安委員会は、事前届出の申請等の処理について、知事と必要な調整を図る。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官、消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害対策の実施に著しい支障があると認められる時は、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることが出来る。

- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることが出来ないときは、警察官は、自らその措置をとることが出来る。

この場合において、警察官は、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損する事が出来る。

- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行に準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることが出来る。

第16節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動【生活福祉課】

1 防疫組織

福祉部・保健衛生部は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進にあたる。

2 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 消毒の実施

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適切な場所に配置する。

4 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適切な場所に配置する。

5 生活の用に供される水の供給

- (1) 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

6 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など

迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、町は、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

8 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ・蚊・蜂・蜘蛛・ダニ・ノミ・カビ等の駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県中保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。

(被害状況報告書：様式 2-8-1)

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（平成 14 年 8 月福島県感染症対策マニュアル災害様式 5）に記載する事項を毎日県中保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

(防疫活動状況報告書：様式 2-8-2)

第2 食品衛生監視【生活福祉課】

町は、必要に応じ、県に対し次の活動支援を要請する。

- (1) 炊き出し等の食品による食中毒防止に関する指導助言
- (2) 飲料水の安全確保に関する指導助言
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導【生活福祉課・健康管理センター】

- 1 町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士等を派遣したり、保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

指定避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(災害弱者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4 保健指導【生活福祉課・健康管理センター】

町の保健師・栄養士等は、災害の状況によって、避難所、被災家庭及び仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第5 精神保健活動【生活福祉課】

1 精神科医療体制の確保

(1) 精神科医療体制確保の要請

町は、災害の状況に応じ、県に対し、精神科救護所の設置及び精神科医療チームによる精神科診療体制の確保を要請する。

(2) 被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ、県に対し、精神科医療チームによる避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

2 精神科入院病床及び搬送体制の確保

町は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

【生活福祉課・健康管理センター】

1 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

(1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。

(2) 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の

安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

2 調達計画

- (1) 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。
- (2) 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり、防疫資材の調達に努める。

第7 動物（ペット）救護対策【生活福祉課】

町は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

（災害防疫業務完了報告書：様式 2-8-3、地区別被害調査票：様式 2-8-4）

第17節 廃棄物処理対策

災害時においては、汚物、土砂、竹木などの散乱あるいは推積等により環境衛生が悪化し、感染症発生の原因となることや、これらの障害物によって、日常生活に著しい障害をおよぼすものとなるので、衛生的処理、除去又は、災害により発生したゴミ及びし尿の処分等を迅速・的確に実施し、被災町民の保護を図るものとする。

第1 実施機関【生活福祉課】

災害が発生した場合に町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理の実施に当たる。

ただし、町内の被害が甚大であり町限りで処理不可能な場合は、県又は、他市町村の応援を求めて実施する。

第2 ゴミ処理【生活福祉課】

1 ゴミ排出量の推定

災害廃棄物としては、水害等により被災家屋からの廃棄物、焼損家屋等の焼け残り、建築物の破損、窓ガラス類の破損物が考えられる。又、ゴミの種類別に排出量を推定し、平常時の処理計画を勘案し作業計画を策定する。

ゴミ排出量の推定は、全壊家屋一戸当たり 5t、半壊家屋一戸当たり 2t、落下物等一戸当たり 1t を目安とする。

2 収集体制の確保

町は、災害等における環境保全の緊急性を考え、必要に応じ委託業者等に増員・増車の協力を求め、対処する。

3 処理対策

(1) 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物

収集可能な状態になった時点からできるだけ早急に収集を行うよう、第一にその体制確立を図る。

(2) 災害物として排出される廃棄物

災害発生時には、粗大ゴミ及び不燃物、廃棄物が大量に排出されると考えられるので一時的に処理場へ大量搬送すると、処理が困難になることが予想されるため、町は必要に応じて環境保全に支障がない場所に一時集積場を確保する。

(3) 罹災家屋からの廃棄物及び焼損家屋の焼け残り等

原則として排出者らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入することとするが、排出者が応急の日常生活を営めない状態にあり、自らの資力による搬入が困難と判断された場合及び道路上に散在し緊急な処理を要する場合は、町が収集処理を行う。

第3 し尿処理【生活福祉課・地域整備課】

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

町は、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り排水機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等のくみ取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるので、一時的には処理量が増加すると考えられる。

推定し尿排出量は、1人1月42リットルあるものとし、災害時にはこの被災世帯の処理量のほかに、焼損家屋便槽のし尿処理分が加わるものと考えられる。

2 収集体制の確保

被災地域に対する平常業者員からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能となった状態から7日間を限度として行う。

また、処理場の搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては、近隣の処理場に処理を依頼する等の方策を講ずる。

不要となった便槽に貯留されていいるし尿及び汚水等についても、防疫上、早急に収集が行われるよう人員、機材の確保に努める。

さらに、必要と認められる場合には、し尿収集運搬業者及び建設業者等の協力を得て仮設トイレを設置し確保を図る。

3 処理対策

(1) 避難所からのし尿処理

収集にあたっては、集団避難所からの排出物を優先的に行う。

(2) 水洗トイレのし尿処理

洗浄水の断水に対処するため、普段から水くみ置きの普及を図る。団地等において、災害により使用不能となった場合には、必要に応じて臨時の貯留場所を設置したり、し尿収集運搬業者及び建設業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧【生活福祉課】

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には、環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（地方振興局又

は生活環境部）に報告するなどの処置を講ずる。

第5 応援体制の確保 【総務課・生活福祉課】

町は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県（生活環境部）に支援を要請する。

また、町は、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

第18節 救援対策

町は、災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

第1 給水救援対策【生活福祉課・地域整備課】

1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初は概ね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 町の対応

ア 町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水のほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 県への支援要請

町は、必要に応じ、他の市町村の水道事業者、国の救援及び応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。
(飲料水供給記録簿：様式2-5-1、給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿：様式2-5-2、給水用機械器具修繕簿：様式2-5-3)

第2 食料救援対策【生活福祉課・住民税務課】

1 対応の概要

町は、県と連携し、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主

要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

なお、県では、町が行う食料応急対策を補完する立場から、広域的な調達能力を有する販売業者等と連携し、災害発生時における円滑な供給体制の整備を行うこととしている。

2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮する。

(炊き出し給与簿：様式 2-5-4、食料現品給与簿：様式 2-5-5、炊き出しその他による食料給与物品受払簿：様式 2-5-6、炊き出し用物品借用簿：様式 2-5-7)

第3 生活必需物資等救援対策【総務課・生活福祉課】

1 供給方針

町は、県と連携し、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し、供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、県内市町村、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行う。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等か

ら調達し、被災者等に供給する。

4 被災者への給与

避難所においては、被災者個々人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

(救出物資受払簿：様式 2-5-8、救助物資引継書：様式 2-5-9、世帯構成員別被害状況調：様式 2-5-10、救助物資購入(配分)計画表：様式 2-5-11)

第4 義援物資及び義援金の受け入れ【総務課・生活福祉課】

1 義援物資の受け入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

なお、阪神・淡路大震災の教訓に鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受け入れを行わない。

2 義援金の受け入れ

町は、あらかじめ義援金の受け入れ体制を整える。

第19節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を実施する。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

【生活福祉課・地域整備課・住民税務課】

1 県

県（土木部）は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において判定士等を迅速かつ効果的に活用するための制度（ボランティア登録制度等）づくりを行う。

2 町

町は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、応急危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第2 障害物の除去【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、町長はその障害物の除去を行う。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（石川土木事務所）に派遣（応援）要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求める。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行う。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関

道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する各道路管理者が行う。

(2) 方法

道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関

河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（町長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。

(2) 方法

河川管理者は、河川法第 22 条第 1 項の規定による緊急措置を行う。

また、水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長は、水防法第 29 条の規定による緊急措置を行う。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には石川地方生活環境施設組合の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保する。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図る。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。

(2) 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

5 関係機関との連携

町は、県、国の出先機関、県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

なお、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、県中建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示する。

（障害物除去該当者調：様式 2-10-1、障害物除去該当者選考調書：様式 2-10-2、障害物除去の実施状況記録簿：様式 2-10-3）

第3 災害相談対策 【生活福祉課・各課】

1 臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や状況を検討して決めるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第20節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 応急仮設住宅の建設【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は建設を町長に委任することができる。
- (3) 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。
- (4) 町は、県と連携のもと、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要員の確保について、(社)プレハブ建築協会等に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請する。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。

ただし、県は状況に応じて町長に事務委託することができる。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸あたり平均 29.7 平方メートル（9坪）とする。

イ 高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、すべての入居者にとって利用しやすいものであることから、応急仮設住宅の設計にあたっては、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

(5) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設する。

イ 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の規定による期限内（最高 2 年以内）とする。

(6) 建設が遅れた場合の措置

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、町は、内閣府と協議の上、公営住宅の一時使用、民間賃貸住宅の借り上げ等により住宅の供与を行う。

3 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第2 借上げ住宅等の提供【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 借上げ住宅の提供

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合、町は、県の支援のもと、公営住宅や(社)福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅

を提供することができる。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準ずるものとするが、入居先の決定にあたっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため、地域単位での入居等も検討する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制の整備を図る。

第3 住宅の応急修理【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うが、対象とする住家の選定について、町と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は応急修理を町長に委任することができる。

2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと

エ 当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く。）

（ア）（収入額） $\leq$ 500 万円の世帯

（イ）500 万円 $<$ （収入額） $\leq$ 700 万円かつ、世帯主が45 歳以上又は要援護世帯

（ロ）700 万円 $<$ （収入額） $\leq$ 800 万円かつ、世帯主が60 歳以上又は要援護世帯

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。

（ア）屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

（イ）ドア、窓等の開口部の応急修理

（ロ）上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

(エ) 衛生設備の応急修理

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1カ月以内に完了する。

(応急仮設住宅入居該当者調：様式 2-6-1、応急仮設住宅該当対象者選定調書：様式 2-6-2、応急仮設住宅入居者台帳：様式 2-6-3、住宅応急修理記録簿：様式 2-6-4、応急修理該当者調：様式 2-6-5、応急修理施行対象者選定調書：様式 2-6-6)

第21節 死者の搜索、遺体の処理等

災害により、現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の搜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬に万全を図るものとする。

第1 全般的な事項【生活福祉課】

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

2 石川郡医師会等との協力体制の整備

町は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ県警察本部（石川警察署）及び石川郡医師会等との協力体制の整備を図る。

3 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

この場合において、必要に応じ、県へ支援を要請する。

第2 死者の搜索【総務課・生活福祉課】

1 搜索活動

町は、県、県警察本部（石川警察署）、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

(1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するにあたっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。

(2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法

による救助の程度、方法及び期間」による。

第3 遺体の収容【総務課・生活福祉課】

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（県の医療救護班を含む。）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。

収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定める。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者について遺体に関する処理は、次の事項について行う。

(1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として県の医療救護班によって行う。）

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案・身元確認（原則として県の医療救護班によって行う。）

(4) 遺体の検視（原則として警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。）

(5) 遺体の搬送（原則として総務部が実施する。）

第4 遺体の火葬・埋葬【生活福祉課・住民税務課】

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に

処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可にあたっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法適用の場合の火葬・埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、次の基準で実施する。

- (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録した上、上記(2)に準じて実施する。

(4) 費用・期間等

ア 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

- (ア) 棺（付属品を含む）
- (イ) 埋葬又は火葬
- (ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第22節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急対策【地域整備課】

町は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中枢となる役場庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

町は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、近隣市町村の水道事業者、関係団体並びに県に対して広域的な支援を要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水道施設等応急対策【地域整備課】

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、応急復旧を行う。

1 実施機関

下水道管理者（町長）

2 要員の確保

あらかじめ定めた緊急時の配備体制により、要員の確保を図る。

3 応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、応急対策資機材の確保を図る。

4 復旧計画の策定

次の事項等を基準として復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の確保

5 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 電力施設応急対策【東北電力(株)】

1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置する。

2 人員の確保

あらかじめ定めている従業員の動員体制に基づき、対策要員を確保する。また、従業員以外の復旧要員を必要とする場合は、他電力会社及び工事関係会社に要員の応援を要請する。

3 応急復旧用資機材の確保等

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、速やかに確保する。災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行う。

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てる。

4 災害時における広報

災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行う。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的

確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告する。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 復旧計画等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行う。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中枢となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行う。

第4 ガス施設（L P ガス）応急対策【LP ガス販売店】

1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じる。

2 （社）福島県L P ガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

（1）台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置する。

（2）復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県L P ガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請する。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてP R し、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

（1）平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接P Rを行う。

（2）二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告する。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び都市ガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 災害対策本部は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告する。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

（ア）救援を必要とする作業内容

（イ）要員

（ウ）資器材及び工具車両

（エ）救援隊の出動日時・集結場所等

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

(2) 復旧作業計画の策定、中圧以上の復旧作業、供給操作等は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

第5 電気通信施設等応急対策【各通信事業者】

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、町（町本部）及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

2 電話（通信）の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

ア 電源の確保

イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア 通信の利用制限

イ 非常通話、緊急通話の優先・確保

ウ 無線設備の使用

エ 非常用公衆電話の設置

オ 臨時電報、電話受付所の開設

カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

a 電気通信設備を応急的に復旧する工事

- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
 - (イ) 原状復旧工事
 - 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
 - (ウ) 本復旧工事
 - a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事
- イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順 位	復旧する電気通信設備
1	○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第6 放送施設等応急対策 【各放送局】

1 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に要員及び機器を確保し、放送体制を確立する。地方自治体、警察、消防、気象台等との緊密な連携のもと、被災状況を的確に把握し、災害情報、生活情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

2 ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

3 福島テレビ

災害が発生した場合は、「非常事態対策要綱」に基づき、住民に必要な情報を伝達する放送の公共的使命に鑑み、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置き、非常時情報を放送するために対応する。

4 福島中央テレビ

放送施設の機能が損なわれる規模の災害が発生した場合は、「F C T 非常事態対策要綱」に基づく対策本部を速やかに設置する。

各対策部はあらかじめ定められた分掌により、災害の規模、地域に応じた適切な措置を取るものとする。

系列局との連携を密にし、災害時には相互協力のもとに放送施設の機能回復及び災害放送の継続に努める。

5 福島放送

非常災害が発生した場合は、「非常対策規定」に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

6 テレビユー福島

「非常災害時放送対策要綱」に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保及び非常災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

7 F M福島

災害が発生した場合は、「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき速やかに必要な措置をとる。

なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国F M協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

第23節 文教対策

町教育委員会及び小中学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定める。

第1 児童生徒等保護対策【教育委員会】

1 学校等の対応

- (1) 園長と校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- (2) 生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
ただし、生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等のため、帰宅出来ない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出等の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、生徒等を教室等を集める。
- (2) 生徒等の誘導・退避に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 病弱及び障がい児については、あらかじめ介護体制等の組織をつくる等、十分配慮する。
- (5) 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

第2 応急教育対策【教育委員会】

1 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員及び教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職

員及び施設設備の被害状況を把握し町教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 町教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 町教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。

4 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として県教育委員会と協議し、次により教員を把握・確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集する。

ただし、交通途絶で出勤不可能な場合は、最寄りの学校（幼・小・中学校の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数に基づき、町教育委員会がとりまとめ、県中教育事務所及び県教育委員会に報告する。

ウ 教員の配置

町教育委員会は、前項で報告した人数に基づき、県中教育事務所等関係機関と連絡調整のうえ、教員の適正配置に努める。

エ 臨時授業の実施

通信途絶又は、交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く平常授業に支障をきたす場合は、県教育委員会と協議のうえ、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を行う。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の処置
1 校舎の一部が使用不能の場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を使用する。 (2) 二部授業を行う。	ア 欠員者の少ない場合は、学校内で調整する。 イ 管内隣接校からの応援要員の確保を考える。
2 校舎の全部が使用不能の場合	(1) 公民館、集会所等の公共施設を利用する。 (2) 隣接校の校舎を利用する。 (3) 黒板、机、椅子等の確保計画を策定する。	ウ 管内隣接校の協力を求める。 エ 短期、臨時的には PTA の協力を求める。 (退職教員等)
3 特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	(1) 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮する。 (2) (1) の場合は、隣接校又は、公民館等の公共施設の使用計画を作る。 (3) 応急仮設校舎の設定を考える。	欠員（欠席）が多数のため、イ、ウの方途が講じられない場合は、県において配置するよう県教育委員会に要請する。
4 町内全域に大被害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。	

6 学用品の確保

(1) 町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その書類、数量を調査し県教育委員会に報告する。

(2) 町教育委員会は、前項の調査に基づき、教科書等の学用品の確保のため、必要な措置をとる。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から

使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておく。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、担当者、地域住民等と協議を行いながら避難所の運営にあたる。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第3 文化財の応急対策【教育委員会】

1 建造物及び搬出不可能な文化財対策

町教育委員会は、関係機関及び所有者等と協議して、適宜、防災診断を行い、災害時に迅速に対応できる体制を確立して文化財等の保全に努める。

2 搬出可能な文化財等の場合

町教育委員会は、所有者等と協議して文化財の保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、万全な搬出に努める。

また、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておく。

3 史跡等の応急対策

史跡・名所・天然記念物は、その性質等により被害の様相が異なるので、町教育委員会は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、巡視活動を行い管理状況を把握し、被災時の応急措置が図られるようにしておく。

（県・町指定文化財一覧：資料 1-13-1）

第24節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第11節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策【生活福祉課・各関係機関】

1 在宅の要配慮者の把握と対応

災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害によって新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意し、民生児童委員の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、要配慮者の所在の把握に努める。
- (2) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 避難所及び福祉避難所へ移動する。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

第2 社会福祉施設等に係る対策【生活福祉課・各施設管理者】

1 社会福祉施設等における対策

- (1) 被災した社会福祉施設等においては、「第7節 避難」の避難誘導

等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。

- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

2 町の支援

町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請する。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努める。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策【生活福祉課】

1 障がい者及び高齢者の把握と対応

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策【生活福祉課・教育委員会・幼稚園・保育所】

1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に通報がなされるような措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金

の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

(3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。

(4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策【生活福祉課・住民税務課】

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

第25節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

第1 ボランティア団体等の受入れ 【生活福祉課・社会福祉協議会】

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は県（災害対策本部）と連携のもと、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れる。

また、ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、町に設置し対応に当たる。

2 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設ける。

特に、発災直後においては、県及び近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 ボランティア団体等の活動 【生活福祉課・社会福祉協議会】

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊きだし、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 災害応急対策事務の補助

- 8 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図る。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

【生活福祉課・社会福祉協議会】

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入を広報等を通じて呼びかける。

第26節 危険物施設等災害応急対策

災害は、突発的な不測の事態によって発生し、又その実態も多様であるため住民の生命、身体、及び財産を保護するために予想される危険物を貯蔵、取扱う場所等（以下「危険物製造所等」という）については、異常気象時は勿論定期的にパトロールを行いその警戒に当たるものとする。

第1 応急予防対策【生活福祉課】

1 危険物製造所等の現況把握

危険物製造所等の災害予防情報を重点的に、緊急に収集するとともに状況に応じて、消防団員等を現場に派遣する等により現況を把握し、危険物製造所等の災害の防止を図る。

2 危険物製造所等の非常警戒

消防団員等を緊急招集し、危険物製造所等箇所内の消防施設の点検整備、消防水利の確保を図るとともに、広報班を派遣して災害予防の広報に努め、状況に応じて施設の関係者等の協力を要請し区域内の警戒、特に火気使用等災害発生要因となるものの使用の制限等を図る。

3 危険物施設災害防止の資器材の確保

危険物施設災害防止の機械器具、資材、装備品等を速やかに補充する。

4 危険物の運搬の規制

一般の車両等による危険物運搬の規制を図るとともに、危険物運搬中の車両等については安全地域に退避を図るとともに、危険区域内にある危険物で運搬、移動可能なものは安全地域に移動する。

5 災害非常連絡方法の確立

災害時には、有（無）線通信等による連絡が途絶えることが予想されるので、危険物製造所等に災害発生の危険が生じた時の緊急連絡方法（信号、携帯電話等）を危険物製造所等の施設関係者等とあらかじめ協議して非常時の連絡方法の確立を図る。

6 避難準備及び勧告・指示

危険物製造所等に危険物災害発生等の危険が生じ、住民に危険が及ぶおそれがある場合には、避難準備又は状況に応じて避難を命じて安全地域に誘導する。

第2 応急対策【生活福祉課】

1 災害の実態把握

危険物製造所等の施設の災害地域には重点的に調査連絡員を派遣する

等により、速やかに災害の実態の把握に努め、災害情報を県、その他関係機関に通報する。

2 消防団等の重点的出動

貯蔵し、取り扱っている危険物の危険性に応じて重点的に消防団等の出動を図り、災害拡大防止、人命救助活動等を出来るだけ速やかに行う。

3 緊急避難勧告、指示

危険物製造所等の災害が拡大し、住民が危険な場合には、緊急避難を命じ安全地域に誘導する。

4 災害防止用の資機材等の確保

危険物災害の状況に応じて、化学消火器、薬剤、資材、危険物流出防止用土嚢、運搬車等の災害防止に必要な機器、資材等を確保し、これらの災害現地輸送を速やかに行う。

5 広報班等の派遣

危険物災害が拡大する場合には、広報班等を災害現地に派遣して適切な情報等を広報し、防災活動、避難活動等の円滑化を図るとともに、住民の安寧、秩序の保持を図る。

6 応援要請

他市町村の消防又は、自衛隊等の応援、派遣要請に当たっては、特に危険物施設等の種別、種類、危険性、数量及び災害の実態並びに応援隊の装備、資材、機器、人員等をできるだけ明確にして要請する。

第27節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、県が法定受託事務としてその救助の実施に当たる。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第1 災害救助法の適用【総務課・生活福祉課】

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは、生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（法第13条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（法第7条～第10条）

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用の留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市

- 町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行われなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行われなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行われなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準【総務課・生活福祉課】

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。古殿町に災害救助法が適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

施行令第1条 第1項中の号区分	適用基準
第1号	古殿町内の滅失住家数：40世帯以上
第2号	福島県内の滅失住家数：2,000世帯以上のうち 古殿町内の滅失住家数：20世帯以上
第3号前段	福島県内の滅失住家数：9,000世帯以上のうち 古殿町内の多数の住家が滅失
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
第4号前段	多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（適用には内閣府の協議が必要）

2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料1-9-3のとおりである。

第3 災害救助法の適用手続き【総務課・生活福祉課】

1 町の手続き

- (1) 災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるので、町内の被害が、第2-1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである時には、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法に着手することが出来る。（災害救助法施行令第8条）

また、この救助に着手したとき町長は、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づき救助の実施状況を日毎に整理記録するとともに、その状況を取りまとめて、町は県に、県は災害救助法主管課に随時報告する。

3 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定する。
- (2) 救助の程度、方法及び機関について「特別基準」を設定する必要がある場合、町長は、次の事項を明らかにした文書により、知事に申請する。

ア 一般基準により難い理由

イ 特別基準の内容

ウ その他必要な事項

第4章 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類及び職権の委任

救助の種類は、次のとおりである。

なお、〔※〕印の救助の実施に関する知事の職権について福島県では、福島県災害救助法施行規則第17条により、市町村長に委任されている。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与〔※〕
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給〔※〕
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出〔※〕
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与〔※〕
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、

日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第29条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「福島県災害救助費繰替支弁金交付要綱」による。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等 【総務課・生活福祉課】

1 従事命令等の発動

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。
- (2) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第28節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町、県及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町、県及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

第1 防災活動体制 【生活福祉課・地域整備課・産業振興課】

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 道路除排雪対策

町は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、古殿町建設協力会と道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

ウ 交通情報の収集及び確保

町は、石川警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

エ 交通規制等

「本章 第15節 第2 交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行う。

オ 道路除排雪の実施

町は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

カ バス運行の安全対策

(ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。

(イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 通信確保対策

ア 通信の確保

(ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

(イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

イ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある場合は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(3) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

2 被害状況等の収集、報告

町及び防災関係機関は「本章 第3節 第2 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第2 応急活動体制の整備

【総務課・生活福祉課・地域整備課・産業振興課】

1 活動体制の整備

町は、「本章 第1節 応急活動体制」及び「本章 第2節 職員の動員配備」に基づいて活動体制を整備する。

2 県の支援体制

(1) 町への支援

以下に掲げる事項により、本町だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議を行い、雪害対策の支援を要請する。

ア 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合

イ 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立化した場合

ウ 雪崩発生により、人命及び住家被害が発生した場合

エ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合

オ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣体制

町は、必要に応じ、県に対し職員の派遣を要請する。

第3 地域ぐるみの除排雪【生活福祉課・地域整備課・産業振興課】

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について計画、調整の上、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

(1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

(2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業

者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、県、町、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難【総務課・生活福祉課・地域整備課・産業振興課】

1 避難の準備情報、勧告及び指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置

避難の準備情報提供、勧告及び指示等については、「本章 第11節 避難」に定めるところによる。

2 災害時要援護者の援助

(1) 在宅者の安全確保

ア 町は、災害時要援護者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の災害時要援護者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町は県との協力のもと、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努める。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第29節 凍霜害対策

農作物を凍霜から防止するため、関係諸機関及び団体等と緊密な連絡調整を図りながら、その対策を講ずるものとする。なお、凍霜害の発生が予想されるときは、防災広報無線により広報をする。

第1 凍霜害技術対策【産業振興課】

各種類別の技術対策は別項のとおりであるが、共通的なことは次のとおりである。

1 降霜のおそれがある気象条件

- (1) 夜間空が晴れて澄み、星が空にきらめくとき。
- (2) 風が弱く空気が乾燥しているとき。
- (3) 前日の日中に冷たい風が吹き、時々しぐれ性の小雨が降って肌寒く、夕方になって風が止み、晴れ上がったとき。
- (4) 上記の条件で夕刻から気温が急に下降し、午後8時から10時頃までの間に摂氏5度以下になった時。

2 最低気温の予想法

役場敷地内の地上1.5mの高さに温度計を置き、最低気温を何日か測り、それと測候所の最低気温との差を求めておき、气象台及び測候所が発表する翌朝の最低気温から推定する。

一般に植物対面の温度が零下2～3度に下がると凍害を起こすと言われるが、霜が結ぶような時の地表面の温度は地上1.5mの百葉箱内の気温より平均5～6度低いのが普通であるから、百葉箱内の温度が3度内外とすれば、地表面の植物体は既に零下2度位に低下していると考えらるべきである。

3 一般農作物の技術対策

農家で容易に入手でき、しかも費用があまりかからない凍霜害対策方法を、作物の育ち具合と考え合わせて実施する。

(1) 水稻

トンネル育苗（機械移植用苗の育苗）では、ビニール被覆中は更にビニールの上にコモ等を被覆して保護する。防覆後は、凍霜害注意報が出たならば夜間のみビニールで被覆し、できればコモ等で被覆する。

(2) 野菜類

ア 苗床では、保温資材を予め準備しておき注意報が発令されれば、直ちに被覆して幼苗を保護する。定植は、晩霜の危険がなくなるまで行わないこと。野菜類の定植後は、支柱を利用して藁等をかける。

イ 馬鈴しょは、萌芽期に被害が多いことから、土寄せをして防止する。被害を受けた物は、側芽が多発して過繁茂になるから、芽かきをするとともに、即効性肥料を施し生育促進を図る。被害を受けた

物は、生育の中後期に、病害が発生しやすくなるので、ジネブ剤600倍を通常より散布回数を1～2回多く散布する。

ウ 加温設備の無いハウスにおける支柱立て後の野菜類では、多少早めに換気窓を閉じ保温資材で作物体上を覆う。